

2018年7月20日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—上海市府政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第471号）

上海市商務委員会、上海市財政局、 地域本部誘致関連の特別資金管理弁法を改定 機関設立やオフィス賃借等に補助金を

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市商務委員会、上海市財政局は、2018年6月27日付で『改定後の「上海市による多国籍企業地域本部の発展奨励に係る特別資金の使用・管理弁法」の印刷・公布に関する通達』（滬商外資[2018]190号、以下『190号通達』という）を公布しました。『190号通達』は多国籍企業の地域本部や外資の研究開発センターを対象者とし、無償で交付する特別資金の利用および管理に係る具体的な事項等を定めています。『190号通達』は2018年8月1日より施行され、有効期限は5年とされています。

□ 外商投資を奨励・支援する特別資金

上海市では外商投資誘致の一環として、2000年から外資の研究開発センターに対し、2002年からは多国籍企業の地域本部に対し、その設立や発展を促進するための優遇政策を打ち出してきました。その後2017年まで、多国籍企業の地域本部に対する支援政策文書である『上海市による多国籍企業地域本部の設立を奨励する規定』¹、および外資の研究開発センターに対する支援政策の関連文書²はともに4度にわたり、改定されています。

【図表1】上海市の多国籍企業地域本部と
外資研究開発センターについて

名称	企業・拠点数		
	2015年	2016年	2017年
多国籍企業の地域本部	535社	580社	625社
外資の研究開発センター	396拠点	411拠点	426拠点

（『上海市国民経済と社会発展統計報告書』より、
中国アドバイザー一部作成）

¹ 現行の『上海市による多国籍企業地域本部の設立を奨励する規定』（滬府発[2017]9号、2017年1月27日公布）の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第439号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0456-XF-0105.pdf>

² 外資の研究開発センターへの支援政策の関連文書について、2017年7月19日までのものは『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第236号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0240-XF-0102.pdf>

現行の文書として、『上海市によるさらなる外資の研究開発センターが上海における世界的影響力を有する科学技術イノベーションセンター建設への参与支持に関する若干の意見』（滬府発[2017]79号、2017年10月10日公布）（中国語原文）の詳細を以下のURLからご参照ください⇒ <http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw53834.html>

これら支援政策の一環として、「上海市による多国籍企業地域本部の発展奨励に係る特別資金」が創設され、その管理規則が2009年と2013年の2度にわたり公布されました。

今回の『190号通達』は、2013年版を改定し、特別資金の適用対象者に外資の研究開発センターを加え、申請条件や監督・管理等の事項を定めています。その概要については、以下の内容をご参照下さい。

□ 適用対象者およびその定義

【図表2】適用対象者及びその定義について

多国籍企業の地域本部	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国外で登録した親会社により上海市において設立され、投資もしくは授権の形で1つ以上の国の地域内における企業に対し管理・サービスの職能を履行する唯一の本部機関 ✓ 多国籍企業は上海市において、外商独資による投資性公司、管理性公司等の独立した法人格を有する企業組織の形式で地域本部を設立しなければならない
外資の研究開発センター	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国投資家が法に基づき設立する、自然科学およびそれに関連する科学技術分野の研究・開発と実験・発展（研究開発活動にサービスする中間試験を含む）に従事する機関

（『190号通達』第3条に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 申請条件、基準額および交付方法など

【図表3】申請条件、基準額および交付方法について

種類	申請条件	基準額と交付方法
設立補助金	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2008年7月7日以降に上海市で新たに登録・転入登録した多国籍企業の地域本部 ✓ 払込資本金3,000万ドル超、従業員数10名以上 ✓ 投資性公司の形式で設立 ✓ 2017年10月10日以降に認定された、研究開発人員が100名を超える外資のグローバル研究開発センターおよび独立した法人格を有する外資の研究開発センターに対し、同等の基準を参照し、設立補助金を享受させる 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 500万元 ✓ 交付方法：40%、30%、30%の割合で3年に分けて交付
オフィス賃借補助金 ^注	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2008年7月7日以降に上海市で新たに登録・転入登録した多国籍企業の地域本部 ✓ 払込資本金200万ドル以上、従業員数10名以上 ✓ 自社用オフィスを賃借もしくは購入・建設 ✓ 2017年10月10日以降に認定された、研究開発人員が100名を超える外資のグローバル研究開発センターおよび独立した法人格を有する外資の研究開発センターに対し、同等の基準を参照し、オフィス賃借補助金を享受させる 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自社用オフィス賃借の場合：オフィス面積1,000㎡以下において、1㎡につき8元/日を超えない基準で、賃借料の30%の金額を3年間与える ✓ 自社用オフィス購入・建設の場合：賃借の場合と同基準で3年間の総額に基づき一過性の補助金を与える
奨励金	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2008年7月7日以降に上海市において認定された多国籍企業の地域本部 ✓ 払込資本金200万ドル超、年間売上高5億元以上 ✓ 年間売上高に基づき、一過性の奨励金を与える 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 5億元以上～10億元未満：500万元 ✓ 10億元以上～15億元未満：300万元 ✓ 15億元以上～：200万元 ✓ 交付方法：40%、30%、30%の割合で3年に分けて交付
高度化支援補助金	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2012年1月1日以降に上海市で新たに設立された多国籍企業のアジア地域、アジア太平洋地域もしくはさらに広い地域の本部、または2012年1月1日以降にアジア地域、アジア太平洋地域もしくはさらに広い地域の本部に格上げされた多国籍企業の地域本部 ✓ 払込資本金200万ドル超、従業員数50名以上 ✓ 親会社が任命した責任者および本部の職能に関連する主な高級管理人員が上海に常駐して勤務 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 300万元の一過性の補助金を与える

注：オフィス賃借補助金を受けている期間における自社用オフィスの賃貸、転貸および用途の変更は禁止されており、これに違反した場合は補助金を返還しなければなりません。

（『190号通達』第4条に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 申請と審査のプロセス

【図表 4】 申請と審査のプロセスについて

一次審査	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 申請者は関連書類を所属の区の商務主管部門に提出 ✓ 区の商務主管部門は区の財政局とともに一次審査を実施
二次審査	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一次審査を通過したものに対し、上海市商務委員会は上海市財政局および第三者の評価・審査機関とともに二次審査を実施 ✓ 二次審査の結果、同意の場合は区の財政局より特別資金を配賦。同意しない場合は、上海市商務委員会が原因を説明

（『190号通達』第7条に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 特別資金の使用に対する監督

特別資金は、その決められた項目にのみ使用しなければならず、資金の騙取、滞留および流用を厳禁するとしています。また、上海市財政局は上海市商務委員会とともに、その利用状況に対し、監督および検査を行い、条件を満たさなくなった地域本部と外資の研究開発センターに係る企業について、今後は関連支援政策を適用しないものとしています（第9条）。

*

『190号通達』の詳細については、4ページからの日本語仮訳および9ページからの中国語原文をご参照ください。なお、本政策の適用にあたり、具体的な実務手続等については、所在地の商務主管部門または財政局にお問い合わせください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

**上海市商務委員会、
上海市財政局
滬商外資[2018]190号
改定後の『上海市による多国籍企業地域本部の発展奨励に係る特別資金の使用・管理弁法』
の印刷・公布に関する通達**

各区商務主管部門・各区財政局：

ここに改定後の『上海市による多国籍企業地域本部の発展奨励に係る特別資金の使用・管理弁法』を印刷・公布し、真剣に執行されたい。

上海市商務委員会
上海市財政局
2018年6月27日

上海市による多国籍企業地域本部の発展奨励に係る特別資金の使用・管理弁法

第1条 (目的と根拠)

さらに対外開放を拡大し、多国籍企業が本市において地域本部と外資の研究開発センターを設立することを奨励し、上海市における多国籍企業の地域本部がさらに実体業務を集約、機能を拡大、レベルを向上することを奨励し、外資の研究開発センターがグローバル研究開発センターにレベルアップすることを奨励し、経済の転換・発展を促すため、『上海市による多国籍企業地域本部の設立を奨励する規定』（滬府発[2017]9号）および『上海市によるさらなる外資の研究開発センターが世界的影響力を有する科学技術イノベーションセンター建設への参与奨励に関する若干の意見』（滬府発[2017]79号）の関連要求に基づき、上海市による多国籍企業地域本部の発展奨励に係る特別資金を創設する。当該特別資金の使用と管理を規範化し、財政資金使用の効果・利益を高め、さらに財政資金に係る誘導の役割を発揮するため、本弁法を制定する。

第2条 (資金源)

上海市による多国籍企業地域本部の発展奨励に係る特別資金（以下「地域本部発展特別資金」という）とは、本市の財政予算計画において、本市の多国籍企業の地域本部および外資の研究開発センターの発展のために特別に用いる補助的な資金を指す。地域本部発展特別資金は市、区の2つの級の財政により分担する方法を実行する。

第3条 (支援対象)

多国籍企業の地域本部とは、国外で登録した親会社が本市において設立する、投資もしくは授權

の形式で1つ以上の国の地域内における企業に対し管理およびサービスの職能を履行する唯一の本部機関を指す。多国籍企業は外商独資による投資性公司、管理性公司等の独立した法人格を有する企業組織の形式で、本市において地域本部を設立しなければならない。

外資の研究開発センターとは、外国投資家が法に基づき設立する、自然科学およびそれに関連する科学技術分野の研究・開発と実験・発展（研究開発活動にサービスする中間試験を含む）に従事する機関を指し、研究開発の内容には基礎研究、応用研究、製品開発等の方面が含まれる。

地域本部発展特別資金は主に無償による支援の方式を採用し、本弁法第4条の基準に合致する多国籍企業の地域本部および外資の研究開発センターに対し、支援を与える。

第4条 （支援の基準）

- (1) 設立補助金の基準。2008年7月7日以降に本市に登録もしくは転入登録し、投資性公司の形式で設立された地域本部に対し、払込資本金が3,000万ドルを超え、且つ従業員数が10名以上の場合、500万元の設立補助金を与える。設立補助金は3年に分けて、40%、30%、30%の割合で交付する。2017年10月10日以降に認定された、研究開発人員が100名を超える外資のグローバル研究開発センターおよび独立した法人格を有する外資の研究開発センターに対し、同等の基準を参照し、設立補助金を享受させる。
- (2) オフィス賃借補助金の基準。2008年7月7日以降に本市に登録もしくは転入登録し、且つ従業員数が10名以上の多国籍企業の地域本部に対し、払込資本金が200万ドルを超え、自社用オフィスを賃借する場合、1,000平方メートルのオフィス面積を超えない状況において、1平方メートルにつき1日8元を超えない基準で、賃借料の30%に基づき3年間補助金を与える。自社用オフィスを購入・建設する場合、オフィス賃借補助金と同等の基準である3年間の総額に基づき一過性の補助金を与える。2017年10月10日以降に認定された、研究開発人員が100名を超える外資のグローバル研究開発センターおよび独立した法人格を有する外資の研究開発センターに対し、同等の基準を参照し、オフィス賃借補助金を享受させる。

多国籍企業の地域本部、外資の研究開発センターは補助金を享受している期間において、自社用オフィスを賃貸もしくは転貸してはならず、オフィスの用途を変更してはならない。上述の規定に違反する場合、取得した補助金を返還しなければならない。

- (3) 奨励金の基準。本市において2008年7月7日以降に認定された、払込資本金が200万ドルを超え、年間売上高が5億元を超える多国籍企業の地域本部に対し奨励金を与える。このうち、年間売上高が5億元を超え、10億元未満のものに対し、500万元の一過性の奨励金

を与える。年間売上高が 10 億円を超え、15 億円未満のものに対し、300 万円の一過性の奨励金を与える。年間売上高が 15 億円以上のものに対し、200 万円の一過性の奨励金を与える。

奨励金は 3 年に分けて、40%、30%、30%の割合で交付する。

- (4) 上海市における多国籍企業の地域本部に対する高度化支援補助金。2012 年 1 月 1 日以降に当市において新しく設立された多国籍企業のアジア地域、アジア太平洋地域もしくはさらに広い地域の本部、もしくはすでに設立済みの多国籍企業の地域本部が 2012 年 1 月 1 日以降にアジア地域、アジア太平洋地域もしくはさらに広い地域の本部に格上げされ、払込資本金が 200 万ドルを超え、従業員数が 50 名を下回らず、且つ親会社が任命した責任者および本部の職能に関連する主な高級管理人員が上海に常駐して勤務する場合、300 万円の一過性の高度化支援補助金を取得することができる。

第5条 (資金の具体的な負担方法)

多国籍企業の地域本部および外資の研究開発センターに係る設立補助金、奨励金、高度化支援補助金について、市と区の 2 つの級の財政が分担する方法を実行し、即ち市の財政は 40%を負担、区の財政は 60%を負担する。オフィス賃借補助金は区の財政が全額負担する。

第6条 (申請のための提出書類)

- (1) 設立補助金を申請する多国籍企業の地域本部が提出しなければならない書類
1. 上海市による多国籍企業地域本部の発展奨励に係る特別資金申請書 (原本)、
 2. 会社の批准証書 (もしくは届出の控え)、営業ライセンス (写し)、
 3. 社会保険料を納付する従業員の名簿リストおよび労働契約のサンプル、
 4. 親会社の地域本部責任者に対する任命書、
 5. 上海市商務委員会による地域本部認定に関する承認回答 (写し)。
- (2) 設立補助金を申請する外資の研究開発センターが提出しなければならない書類
1. 上海市による多国籍企業地域本部の発展奨励に係る特別資金申請書 (原本)、
 2. 会社の批准証書 (もしくは届出の控え)、営業ライセンス (写し)、
 3. 社会保険料を納付する研究開発人員の名簿リストおよび労働契約のサンプル、
 4. 上海市商務委員会による外資の研究開発センター認定に関する承認回答 (写し)。
- (3) オフィス賃借補助金を申請する多国籍企業の地域本部が提出しなければならない書類
1. 上海市による多国籍企業地域本部の発展奨励に係る特別資金申請書 (原本)、
 2. 会社の批准証書 (もしくは届出の控え)、営業ライセンス (写し)、
 3. 社会保険料を納付する従業員の名簿リストおよび労働契約のサンプル、
 4. 親会社の地域本部責任者に対する任命書

5. 上海市商務委員会による地域本部認定に関する承認回答（写し）、
 6. 自社用オフィスの賃貸借契約、もしくは自社用オフィスを購入する不動産売買契約、もしくは自ら建てたオフィスの不動産権利書（写し）。
- (4) オフィス賃借補助金を申請する外資の研究開発センターが提出しなければならない書類
1. 上海市による多国籍企業地域本部の発展奨励に係る特別資金申請書（原本）、
 2. 会社の批准証書（もしくは届出の控え）、営業ライセンス（写し）、
 3. 社会保険料を納付する研究開発人員の名簿リストおよび労働契約のサンプル、
 4. 上海市商務委員会による外資の研究開発センター認定に関する承認回答（写し）、
 5. 自社用オフィスの賃貸借契約、もしくは自社用オフィスを購入する不動産売買契約、もしくは自ら建てたオフィスの不動産権利書（写し）。
- (5) 奨励金を申請する多国籍企業の地域本部が提出しなければならない書類
1. 上海市による多国籍企業地域本部の発展奨励に係る特別資金申請書（原本）、
 2. 会社の批准証書（もしくは届出の控え）、営業ライセンス（写し）、
 3. 商務主管部門による地域本部認定に関する承認回答（写し）、
 4. 会社が奨励金政策享受の基準額に達した年度の会計監査報告書（写し）。
- (6) 高度化支援補助金を申請する多国籍企業の地域本部が提出しなければならない書類（新設もしくは格上げ）
1. 上海市による多国籍企業地域本部の発展奨励に係る特別資金申請書（原本）、
 2. 会社の批准証書（もしくは届出の控え）、営業ライセンス（写し）、
 3. 上海市商務委員会による地域本部認定に関する承認回答（写し）、
 4. 親会社もしくは当該会社がその公式ウェブサイトにおいて公布した地域本部の設立に係る証明書類、
 5. 社会保険料を納付する従業員の名簿リストおよび労働契約のサンプル、
 6. 親会社の地域本部責任者に対する任命書、
 7. 地域本部の責任者および本部の職能に関連する高級管理人員の就業証明書（写し）、合わせて当該地域本部が書面の書類を発行し、当該責任者および高級管理人員が上海に常駐する勤務年数を説明し、合わせて勤務期間においてすでに通常通りに納税したことを承諾する。
 8. 自社用オフィスの賃貸借契約、もしくは自社用オフィスを購入する不動産売買契約、もしくは自ら建てたオフィスの不動産権利書（写し）。

上海市による多国籍企業地域本部の発展奨励に係る特別資金申請書は1式5部、その他の書類は1式2部、写しには会社の公章を押印しなければならない。

第7条 （申請・報告と審査）

特別資金を申請する多国籍企業の地域本部および外資の研究開発センターは、本弁法の関連規定

に基づき、『上海市による多国籍企業地域本部の発展奨励に係る特別資金申請書』（1式5部）に記入し、関連の申請書類を提出し、合わせて所属する区の商務主管部門に申請しなければならない。区の商務主管部門は区の財政局とともに共同で申請単位の申請・報告書類に対し一次審査を行い、一次審査を通過したものを上海市商務委員会に報告し、上海市商務委員会は上海市財政局および第三者の評価・審査機関とともに共同で一次審査の書類に対し二次審査を行い、必要なときにその他関連部門とともに協議し、合わせて最終の評価・審査意見を出す。同意する場合、区の財政局が国庫集中支出の関連規定に基づき資金の配賦を取り扱う。同意しない場合、上海市商務委員会が原因を説明する。

第8条 （資金の配賦）

区の財政局は最終の評価・審査意見および国庫集中支出の関連規定に基づき、年度ごとに設立補助金、オフィス賃借補助金、奨励金および高度化支援補助金に係る資金を配賦する。設立補助金、奨励金および高度化支援補助金に係る資金のうち、市級の財政が負担しなければならない40%の部分について、年度末に市の財政が、市と区の財力に係る決算を通過した後、区の財政に返還する。

第9条 （使用に対する監督）

各申請・報告単位は申請・報告書類の真実性および合法性に対し責任を負わなければならない。特別資金の使用単位は厳格に国の関連法律法規および財政・会計制度を遵守し、特別資金をその項目にのみ使用しなければならず、資金の騙取、滞留もしくは流用を厳禁する。

上海市財政局は上海市商務委員会とともに関連規定に基づき、地域本部発展特別資金の使用状況に対し監督および検査を行い、条件を満たさなくなった地域本部と外資の研究開発センターに係る企業に対し、再び関連支援政策を適用させないものとする。

本管理弁法に違反する単位に対し、上海市財政局、区の財政局は資金を全額回収し、合わせて『財政違法行為処罰処分条例』（国务院令第427号）に基づき処理する。情状が重大もしくは国の法律を犯す場合、法に基づき関連人員もしくは単位の責任を追及する。

第10条 （附則）

- (1) 本弁法は上海市財政局が上海市商務委員会とともに解釈の責任を負う。
- (2) 本弁法は2018年8月1日より施行し、有効期限は5年間とする。

付属文書：『上海市による多国籍企業地域本部の発展奨励に係る特別資金申請書』〔略〕

(中国語原文)

**上海市商务委员会
上海市财政局
沪商外资〔2018〕190号
关于印发修订后的《上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资金使用和管理办法》通知**

各区商务主管部门、各区财政局：

现将修订后的《上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资金使用和管理办法》印发给你们，请认真按照执行。

上海市商务委员会
上海市财政局
2018年6月27日

上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资金使用和管理办法

第一条 （目的和依据）

为进一步扩大对外开放，鼓励跨国公司在本市设立地区总部和外资研发中心，鼓励在沪跨国公司地区总部进一步集聚实体业务、拓展功能、提升能级，鼓励外资研发中心升级为全球研发中心，促进经济转型发展，根据《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》（沪府发〔2017〕9号）和《上海市关于进一步支持外资研发中心参与具有全球影响力的科技创新中心建设的若干意见》（沪府发〔2017〕79号）的有关要求，设立上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资金。为规范该专项资金的使用和管理，提高财政资金使用效益，进一步发挥财政资金的引导作用，制订本办法。

第二条 （资金来源）

上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资金（以下简称“地区总部发展专项资金”），是指本市财政预算安排的专项用于鼓励本市跨国公司地区总部和外资研发中心发展的补助性资金。地区总部发展专项资金实行市、区两级财政分级负担的办法。

第三条 （支持对象）

跨国公司地区总部是指在境外注册的母公司在本市设立，以投资或授权形式对在一个国家以上区域内的企业履行管理和服务职能的唯一总机构。跨国公司须以外商独资的投资性公司、管理性公司等具有独立法人资格的企业组织形式在本市设立地区总部。

外资研发中心是指外国投资者依法设立的、从事自然科学及其相关科技领域的研究开发和实验发展（包括为研发活动服务的中间试验）的机构，研发内容包括基础研究、应用研究、产品开发等方面。

地区总部发展专项资金主要采用无偿资助的方式，对符合本办法第四条标准的跨国公司地区总部和外资研发中心给予支持。

第四条 （支持标准）

- (一) 开办资助的标准。对 2008 年 7 月 7 日以后在本市注册及迁入本市，以投资性公司形式设立地区总部，实缴注册资本超过 3000 万美元，且员工数在 10 人以上的，给予 500 万元人民币开办资助。开办资助资金分三年按 40%、30%、30%的比例发放。对 2017 年 10 月 10 日以后认定，研发人员超过 100 人的外资全球研发中心和具有独立法人资格的外资研发中心参照同等标准享受开办资助。
- (二) 租房资助的标准。对 2008 年 7 月 7 日以后在本市注册及迁入本市且员工数在 10 人以上的跨国公司地区总部，实缴注册资本超过 200 万美元，租赁自用办公用房的，以不超过 1000 平方米办公面积、每平方米每天不超过 8 元人民币的标准，按租金的 30%给予三年资助；购建自用办公用房的，按租房资助的同等标准的三年总额给予一次性资金资助。对 2017 年 10 月 10 日以后认定，研发人员超过 100 人的外资全球研发中心和具有独立法人资格的外资研发中心参照同等标准享受租房资助。

跨国公司地区总部、外资研发中心在享受资助期间，不得将自用办公用房出租或转租，不得改变办公用房的用途。违反上述规定的，应退还已经获得的资助。

- (三) 奖励的标准。对本市 2008 年 7 月 7 日以后认定，实缴注册资本超过 200 万美元，年营业额达到 5 亿元人民币以上的跨国公司地区总部给予奖励。其中，对于年营业额达到 5 亿元、不足 10 亿元人民币的部分，给予 500 万元人民币的一次性奖励；对于年营业额达到 10 亿元、不足 15 亿元人民币的部分，给予 300 万元人民币的一次性奖励；对于年营业额达到及超过 15 亿元人民币的部分给予 200 万元人民币的一次性奖励。

奖励分三年按 40%、30%、30%的比例发放。

- (四) 对在沪跨国公司地区总部高能级资助。2012 年 1 月 1 日以后在本市新设立的跨国公司亚洲区、亚太区或更大区域的总部或已设立的跨国公司地区总部 2012 年 1 月 1 日以后升级为亚洲区、亚太区或更大区域总部，实缴注册资本超过 200 万美元，员工人数不少于 50 人，且母公司任命的负责人及与总部职能相关的主要高级管理人员常驻上海工作的，可获得 300 万元人民币的一次性的高能级资助。

第五条 （资金具体负担办法）

跨国公司地区总部和外资研发中心的开办资助、奖励、高能级资助资金，实行市、区两级财政分级负担的办法，即市财政负担 40%、区财政负担 60%；租房资助资金由区财政全额负担。

第六条 （申请提交的材料）

- (一) 申请开办资助的跨国公司地区总部需提交的材料
- 1、上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资金申请表（原件）；
 - 2、公司批准证书（或备案回执）、营业执照（复印件）；
 - 3、缴纳社会保险的在册员工名单和劳动合同样本；
 - 4、母公司对地区总部负责人的任命书；
 - 5、市商务委关于认定为地区总部的批复（复印件）。
- (二) 申请开办资助的外资研发中心需提交的材料
- 1、上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资金申请表（原件）；
 - 2、公司批准证书（或备案回执）、营业执照（复印件）；
 - 3、缴纳社会保险的在册研发人员名单和劳动合同样本；
 - 4、市商务委关于认定外资研发中心的批复（复印件）。
- (三) 申请租房资助的跨国公司地区总部需提交的材料
- 1、上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资金申请表（原件）；
 - 2、公司批准证书（或备案回执）、营业执照（复印件）；
 - 3、缴纳社会保险的在册员工名单和劳动合同样本；
 - 4、母公司对地区总部负责人的任命书；
 - 5、市商务委关于认定为地区总部的批复（复印件）；
 - 6、自用办公用房的租赁协议，或购买自用办公用房的购房合同，或自建办公用房的房地产权证（复印件）。
- (四) 申请租房资助的外资研发中心需提交的材料
- 1、上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资金申请表（原件）；
 - 2、公司批准证书（或备案回执）、营业执照（复印件）；
 - 3、缴纳社会保险的在册研发人员名单和劳动合同样本；
 - 4、市商务委关于认定为外资研发中心的批复（复印件）；
 - 5、自用办公用房的租赁协议，或购买自用办公用房的购房合同，或自建办公用房的房地产权证（复印件）。
- (五) 申请奖励的跨国公司地区总部需提交的材料
- 1、上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资金申请表（原件）；
 - 2、公司批准证书（或备案回执）、营业执照（复印件）；
 - 3、商务主管部门关于认定为地区总部的批复（复印件）；
 - 4、公司达到享受奖励政策限额年度的财务审计报告（复印件）。
- (六) 申请高能级资助的跨国公司地区总部需提交的材料（新设或升级）
- 1、上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资金申请表（原件）；
 - 2、公司的批准证书（或备案回执）、营业执照（复印件）；
 - 3、市商务委关于认定为地区总部的批复（复印件）；
 - 4、母公司或本公司在公司官方网站上发布的设立地区总部的证明材料；

- 5、 缴纳社会保险的在册员工名单和劳动合同样本；
- 6、 母公司对地区总部负责人的任命书；
- 7、 地区总部负责人及与总部职能相关的高级管理人员的就业证明（复印件），并由该地区总部出具书面材料，说明该负责人及高级管理人员常驻上海的工作年限，并承诺工作期间已正常纳税；
- 8、 自用办公用房的租赁协议，或购买自用办公用房的购房合同，或自建办公用房的房地产权证（复印件）。

上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资金申请表一式五份，其他材料一式两份，复印件需加盖公司公章。

第七条 （申报与审核）

申请专项资金的跨国公司地区总部和外资研发中心，应根据本办法相关规定，填写《上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资金申请表》（一式五份），提交有关申请资料，并向所属区商务主管部门提出申请。区商务主管部门会同区财政局共同对申请单位的申报材料进行初审，初审通过的报市商务委，市商务委会同市财政局及第三方评审机构共同对初审材料进行复审，必要时会商其他相关部门，并提出最终评审意见。予以同意的，由区财政局根据国库集中支付的有关规定办理资金拨付。不予同意的，由市商务委说明原因。

第八条 （资金拨付）

区财政局根据最终评审意见及国库集中支付的有关规定，按年拨付开办资助、租房资助、奖励和高能级资助的资金。开办资助、奖励和高能级资助的资金中应由市级财政负担的 40%部分，年终由市财政通过市与区财力结算后，归还区财政。

第九条 （使用监督）

各申报单位应对申报材料的真实性和合法性负责。专项资金使用单位应严格遵守国家有关法律法规和财会制度，专款专用，严禁骗取、截留或挪用资金。

市财政局会同市商务委按照有关规定，对地区总部发展专项资金的使用情况进行监督和检查，对不再满足条件的地区总部和外资研发中心企业不再享受相关支持政策。

对违反本办法的单位，市财政局、区财政局将全额收回资金，并按《财政违法行为处罚处分条例》（国务院令 第 427 号）予以处理；情节严重或触犯国家法律的，依法追究相关人员或单位的责任。

第十条 （附则）

- (一) 本办法由市财政局会同市商务委负责解释。
 (二) 本办法自 2018 年 8 月 1 日起施行，有效期五年。

上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资金申请表

企业填报部分			
申请公司名称:		公司性质: <input type="checkbox"/> 地区总部 <input type="checkbox"/> 外资研发中心	
企业地址:		注册日期:	
开户银行:		银行账号:	
法人代表:		联系人:	
联系电话:		传真:	
*开办资助	申请资助总额 (万元)		
*租房资助	租赁办公用房面积 (m ²)	申请资助总额 (万元)	
	购建办公用房面积 (m ²)	申请资助总额 (万元)	
*奖励	年营业额 (万元)	申请奖励总额 (万元)	
*高能级资助	申请资助总额 (万元)		
1、本人对我单位提交的所有材料的真实性和合法性负责 2、本人保证提交的所有副本资料和复印件均与正本和原件一致 3、本项目自愿接受市商务委和市财政局对资金使用情况和项目执行情况进行的监督和检查			
公司法人代表签字:		公司盖章:	申报日期:
主管部门审核意见			
区商务部门意见		区财政局意见	
市商务委意见		市财政局意见	

备注: 本附表一式五份。市、区商务委, 市、区财政局, 及地区总部各执一份

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。